

昭和21年当時の地方公共団体の長の決選投票制度について

1 昭和27年廃止前の決選投票制度の概要（昭和21年導入）

(1) 選挙の事由

地方公共団体の長の選挙で法定得票数（有効投票総数の3／8）以上 の得票者がない場合

(2) 決選投票の候補者

有効投票の最多数を得た2人（候補者が辞退した場合は、最多得票者1人を繰上）

(3) 投票期日

当選人がない旨の告示の日から15日以内

(4) 選挙運動の期間等

5日間（運動量は親選挙の運動量を縮小）

(5) 親選挙の争訟との関係

親選挙の争訟の結果、親選挙が無効となり又は親選挙について当選人が定められた場合には決選投票の当選は無効

2 決選投票制度の廃止（昭和27年）

昭和21年に導入された地方公共団体の長の決選投票制度は、ほとんどの決選投票の場合、第1回投票の最多得票者が決選投票でも最多得票しており、実益に乏しく、しかも決選投票とはいえ選挙をする以上多大の経費を必要とすることから、法定得票数の引き下げ（3／8 → 1／4）と併せて廃止されたところ。

決選投票の状況

○ 知事選挙

- 昭和22年4月（統一地方選挙：46都道府県中）

(当選者の親選挙における得票順位)

北海道（候補者6名）	1位
茨城県（候補者6名）	1位
千葉県（候補者6名）	1位
新潟県（候補者5名）	1位
奈良県（候補者6名）	2位
和歌山県（候補者4名）	1位
高知県（候補者7名）	2位
宮崎県（候補者4名）	1位

※ 奈良県、宮崎県は決選者の公職追放により無投票当選

- 昭和26年4月（統一地方選挙：34都道府県中）

(当選者の親選挙における得票順位)

愛知県（候補者7名）	1位
徳島県（候補者3名）	1位
宮崎県（候補者5名）	1位

※ 知事選挙については統一地方選挙以外に決選投票は行われなかった。

○ 市区町村長選挙

- 昭和22年4月統一地方選挙

市（区）	18（6）	括弧は区の内数
町村	224	
計	242	

- 昭和26年4月統一地方選挙

市	6
町村	239
計	245

※ 市区町村長選挙については、統一地方選挙のみの件数である。

地方公共団体の長の選挙に係る決選投票制度の推移

○ 昭和21. 6. 24 府県制、市制、町村制等の一部を改正する法律案閣議決定

7. 2 第90回帝国議会に法律案提出

[概要] • 長の公選

• 法定得票数・・・・有効投票総数の $1/4$ 以上

• 決選投票制度なし

○ 昭和21. 7末～8初 総司令部修正意見

[概要] • 法定得票数を過半数に

• 過半数の得票者がないときは、最多数の得票者2人で決選投票

ケーディス民生局次長による裁定

[概要] • 法定得票数は、 $1/4$ と $1/2$ の中間をとって $3/8$ に

• 決選投票制度導入

○ 昭和21. 9. 20 府県制一部改正案等一部修正の上、可決

(以後、枢密院の諮詢(9. 25)を経て、昭和21. 9. 27公布)

[概要] • 法定得票数・・・・有効投票総数の $3/8$ 以上

• 法定得票数に達した得票者がないときは、最多数の得票者2人で決選投票

○ 昭和22. 4. 17 地方自治法公布(昭和22. 5. 3施行)

○ 昭和25. 4. 15 公職選挙法公布(昭和25. 5. 1施行)

(上記概要をそのまま継承)

○ 昭和27. 8. 16 公職選挙法一部改正(昭和27年法律第307号)

[概要] • 法定得票数・・・・有効投票総数の $1/4$ 以上に引き下げ
• 決選投票制度廃止

出典) 地方自治研究資料センター編「戦後自治史 第一巻」(1977)

公職選挙法（昭和二十五年四月十五日法律第百号・制定時条文）（抄）

（地方公共団体の長の決選投票）

第一百七條 地方公共団体の長の選挙において第九十五条

第一項但書《法定得票数》の規定による得票者がないときは、第一百九條第一項《再選挙の期日の告示》及び第二百十九條第三項《同時選挙の場合の期日の告示》の規定にかかわらず、第二百六條第二項《当選人がない場合の告示》の規定による告示の日から十五日以内に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、更に選挙を行わせなければならない。この場合においては、第八十六條《長の候補者の立候補の届出》第一項、第二項、第四項及び第六項、第九十二条《供託》第四号及び第六号並びに第九十四条第一項《公営に要する経費の分担金の納付》の規定にかかわらず、その選挙において有効投票の最多数を得た二人をもつてその候補者とする。

2 前項及び第二百二十八條《決選投票の同時選挙》の場合においては、当該選挙管理委員会は、選挙の期日前五日までに、選挙の期日を告示しなければならない。

3 第一項の選挙において、前項の規定により告示のあつた期日から選挙の期日前日までに当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、その選挙の期日は、第一項の規定にかかわらず、前項の規定により告示した期日後五日に当る日に延期するものとする。この場合においては、当該選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

4 第一項の場合において、二人の候補者を定めるに当たり得票数が同じであるため得票数によつては二人を定めることができないときは、当該選挙管理委員会がくじで定

める。

5 第一項の選挙において、第二項の規定による告示のあつた日前当該候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合又は第三項及び第二百二十八條第三項の場合においては、その一人の候補者及び第一項又は前項の規定により候補者とならなかつた者で有効投票の最多数を得たもの一人をもつて候補者とする。得票数が同じであるため得票数によつてはその候補者を定めることができないときは、当該選挙管理委員会がくじで定める。

（地方公共団体の長の決選投票の場合の当選人及び無投票当選）

第一百八條 前條第一項の選挙においては、第九十五条第一項但書《法定得票数》の規定にかかわらず、有効投票の過半数を得た者をもつて当選人とする。

2 前條第一項の選挙における候補者の得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで当選人を定める。

3 前條第一項の選挙について、同條第二項の規定による告示のあつた日前候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合又は同條第三項に規定する事由が生じた場合において、同條第五項の規定によりあらたに候補者となる者がないとき又は同條第五項の規定による候補者の一人が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、

投票は行わない。

4 第百條 《無投票當選》第二項から第五項までの規定は、

前項及び第一百二十七條 《同時選挙の場合の無投票當選》

の場合に、準用する。

5 前條第一項の選挙における第三十八條 《投票立会人》

第二項又は第六十二條 《開票立会人》第十項若しくはこれを準用する第七十六條 《選挙立会人》の規定の適用については、これらの規定中三人とあるのは二人とする。

(地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙の効力に関する異議の申立及び訴願)

第二百二條 地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙において、その選挙の効力に関する異議がある選挙人又は公職の候補者は、当該選挙の日から十四日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する

選挙管理委員会に対して異議の申立をすることができる。

2 前項の期間は、地方公共団体の長の選挙について第百

十七條第一項 《決選投票》又は第一百二十八條 《決選投票の同時選挙》第一項若しくは第三項の選挙を行つた場合においては、これらの選挙に関する第一百一條第二項又は第一百六條第二項の告示の日から起算する。

3 前二項の規定により市町村の選挙管理委員会に対して異議の申立をした場合において、その決定に不服がある者は、その決定があつた日から二十一日以内に、文書で当該都道府県の選挙管理委員会に訴願を提起することができる。

2 前項の期間は、地方公共団体の長の選挙について第百十七條第一項 《決選投票》又は第一百二十八條 《決選投票の同時選挙》第一項若しくは第三項の選挙を行つた場合においては、第一百十七條第一項若しくは第三項又は第二百二十八條第一項若しくは第三項の選挙の日から起算する。

3 前二項の規定により市町村の選挙管理委員会に対して異議の申立をした場合において、その決定に不服がある者は、その決定があつた日から二十一日以内に、文書で当該都道府県の選挙管理委員会に訴願を提起することができる。

(地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の当選の効力に関する異議の申立及び訴願)

第二百六條 地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育

委員会の委員の選挙においてその当選の効力に関する異議がある選挙人又は公職の候補者は、第一百一條第二項 《当選人決定の告示》又は第一百六條第二項 《当選人がない場合等の告示》の告示の日から十四日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議の申立をすることができる。

直接公選の大統領制を採用している国における 投票について(概要)(未定稿)

- 直接公選の大統領制を採用している人口50万人以上の国88カ国について

1回目投票	2回目投票	国 数
過半数の得票者が当選	決選投票※1	57
	その他※2	5
その他※3	決選投票※1	7
最多得票者が当選		17
信任投票		2※4

※1 決選投票：1回目投票の上位2名の間で行われる投票
(Runoff)

※2 アイルランド(単記移譲式*)、アメリカ合衆国(連邦下院で選挙)、コートダジュール(最多得票者が当選)、スリランカ(単記移譲式*)、ナミビア(絶対多数まで繰り返し)

* 単記移譲式：
(Single Transferable Vote) 選挙人は、候補者を順位付けした投票を行う。
候補者は当選するための最低票数(当選基準)を得票する必要がある。(最もよく用いられるドーピー基準は次の公式により与えられる。)

$$\text{当選基準} = \text{有効投票数} / (\text{議席} + 1) + 1$$
 当選基準を超える得票者がない場合には、最下位得票の候補者の得票が、選挙人の順位付けに従い他の候補者に移譲され、当選人が得られるまで繰り返される。

※3 アゼルバイジャン(2/3の絶対多数)、アルゼンチン(45%以上又は40%以上かつ2位と10%ポイント差)、ケニア(相対多数(かつ8地区のうち5地区で25%以上)、コスタリカ(40%以上)、シエラレオネ(55%以上)、セネガル(絶対多数かつ有権者の25%以上)、ニカラグア(45%+1票以上)

※4 エジプト、シリア(ただし、エジプトについては2005年に複数候補に対する直接選挙方式に移行)

「Richard Rose(ed),International Encyclopedia of Elections,CQ Press,2000」等をもとに作成

直接公選の大統領制を採用している人口50万人以上の国
88カ国における投票について(未定稿)

国名	1回目投票	2回目の投票
アルジェリア	過半数の得票者が当選	決選投票
アンゴラ	過半数の得票者が当選	決選投票
アルゼンチン	45%以上又は40%以上かつ10%ポイント差の得票者が当選	決選投票
アルメニア	過半数の得票者が当選	決選投票
オーストリア	過半数の得票者が当選	決選投票
アゼルバイジャン	2／3の得票者が当選	決選投票
ベラルーシ	過半数の得票者が当選	決選投票
ベナン	過半数の得票者が当選	決選投票
ボリビア	過半数の得票者が当選	決選投票
ボスニア・ヘルツェゴビナ	最多得票者が当選	—
ブラジル	過半数の得票者が当選	決選投票
ブルガリア	過半数の得票者が当選	決選投票
ブルキナファソ	過半数の得票者が当選	決選投票
カメルーン	最多得票者が当選	—
中央アフリカ	過半数の得票者が当選	決選投票
チャド	過半数の得票者が当選	決選投票
チリ	過半数の得票者が当選	決選投票
コロンビア	過半数の得票者が当選	決選投票
コスタリカ	40%以上の得票者当選	決選投票
コートダジュール	過半数の得票者が当選	最多得票者が当選
クロアチア	過半数の得票者が当選	決選投票
キプロス	過半数の得票者が当選	決選投票
ジブチ	過半数の得票者が当選	決選投票
ドミニカ	過半数の得票者が当選	決選投票
エクアドル	過半数の得票者が当選	決選投票
エジプト	過半数の得票者が当選 (一人の候補者の信任投票)	—
エルサルバドル	過半数の得票者が当選	決選投票

フィンランド	過半数の得票者が当選	決選投票
フランス	過半数の得票者が当選	決選投票
ガボン	過半数の得票者が当選	決選投票
ガンビア	過半数の得票者が当選	決選投票
グルジア	過半数の得票者が当選	決選投票
ガーナ	過半数の得票者が当選	決選投票
グアテマラ	過半数の得票者が当選	決選投票
ギニア	過半数の得票者が当選	決選投票
ギニアビサウ	過半数の得票者が当選	決選投票
ハイチ	過半数の得票者が当選	決選投票
ホンジュラス	最多得票者が当選	—
アイスランド	最多得票者が当選	—
イラン	過半数の得票者が当選	決選投票
アイルランド	過半数の得票者が当選	単記移譲式
カザフスタン	過半数の得票者が当選	決選投票
ケニア	最多得票(かつ8地区のうち5地区で25%以上の得票)者が当選	決選投票
大韓民国	最多得票者が当選	—
キルギスタン	過半数の得票者が当選	決選投票
リベリア	過半数の得票者が当選	決選投票
リトアニア	過半数の得票者が当選	決選投票
マケドニア	過半数の得票者が当選	決選投票
マダガスカル	過半数の得票者が当選	決選投票
マラウイ	最多得票者が当選	—
マリ	過半数の得票者が当選	決選投票
モーリタニア	過半数の得票者が当選	決選投票
メキシコ	最多得票者が当選	—
モルドバ	過半数の得票者が当選	決選投票
モンゴル	過半数の得票者が当選	決選投票
モザンビーク	過半数の得票者が当選	決選投票
ナミビア	過半数の得票者が当選	絶対多数まで繰り返し
ニカラグア	45%+1票以上の得票者が当選	決選投票
ニジェール	過半数の得票者が当選	決選投票

パレスチナ	最多得票者が当選	—
パナマ	最多得票者が当選	—
パラグアイ	最多得票者が当選	—
ペルー	過半数の得票者が当選	決選投票
フィリピン	最多得票者が当選	—
ポーランド	過半数の得票者が当選	決選投票
ポルトガル	過半数の得票者が当選	決選投票
ルーマニア	過半数の得票者が当選	決選投票
ロシア	過半数の得票者が当選	決選投票
セネガル	投票総数の過半数かつ有権者の 25%以上の得票者が当選	決選投票
シェラレオネ	条件(55%)付きで 過半数の得票者が当選	決選投票
シンガポール	最多得票者が当選	—
スロベニア	最多得票者が当選	—
スリランカ	過半数の得票者が当選	単記移譲式
スーダン	過半数の得票者が当選	決選投票
シリア	過半数の得票者が当選 (一人の候補者の信任投票)	—
台湾	最多得票者が当選	—
タジキスタン	過半数の得票者が当選	決選投票
タンザニア	過半数の得票者が当選	決選投票
トーゴ	過半数の得票者が当選	決選投票
チュニジア	最多得票者が当選	—
トルクメニスタン	過半数の得票者が当選	決選投票
ウガンダ	過半数の得票者が当選	決選投票
ウクライナ	過半数の得票者が当選	決選投票
米国	選挙人団の過半数の 得票者が当選	下院による選挙(州毎に1票)
ウルグアイ	過半数の得票者が当選	決選投票
ウズベキスタン	過半数の得票者が当選	決選投票
ベネズエラ	最多得票者が当選	—
ザンビア	最多得票者が当選	—
ジンバブエ	過半数の得票者が当選	決選投票

「Richard Rose(ed),International Encyclopedia of Elections,CQ Press,2000」から作成